（３）-３　宗太夫間歩

①概要

宗太夫間歩は、相川金銀山の中で最大最良の鉱脈である青盤脈の西端に当たり、相川金銀山で最初に開かれた間歩の１つである「割間歩」の一鉱区である。

宗太夫間歩はその名称から、大久保長安の家臣として慶長年間に鉱山開発に活躍した岩下惣太夫と関連のある坑道といわれる。岩下は、宗岡佐渡・草間床米兵衛とともに石見から相川へ移り大久保長安の指示で銀山を取り仕切った。

坑口は高さ約 3m、幅約 2mと大型で、他の鉱区とつながる連絡運搬坑道が縦横に走っている。部分的に残る断面形状が「将棋の駒型」の坑道、探鉱用の小さい狸穴、天井に抜ける空気坑、長さ 60m におよぶ斜坑、「釜ノ口」と呼ばれる坑口など、江戸期における坑道の特徴を良く示している。また、大型の斜坑はゆるやかな傾斜で海面下まで延びている。鉱石の運搬、排水作業の便等を十分考慮に入れ、効率的な採掘稼働を目的とする「斜坑道」の代表例である。元禄年間初頭に荻原重秀によって進められた鉱山開発により鉱石の運搬機能と技術が発達するなどし、本間歩も主力間歩の１つとして稼行したと考えられる。

②史跡の現状

宗太夫間歩の指定地は、間歩入口の釜ノ口から斜坑 35m程の部分であり、釜ノ口は県道（一般県道白雲台乙和池相川線）に接している。指定地の一部は観光坑道「宗太夫坑江戸金山絵巻コース」として公開されている（図 2-45）。

観光坑道は、宗太夫間歩の東方約 60m地点にある見学用新坑道を通じて坑道に入る。公開されている坑道の区間（約 200m）の大半は宗太夫間歩の指定地外であり、指定地と見学路は一部交差するのみとなっている（図 2-45）。

項　目		内　容
指定面積		117.515 ㎡
土地所有		公有地　　※鉱業権者（株式会社ゴールデン佐渡）
土地利用		公開施設、山林（地上部）
地目		山林
遺構		近世を代表する斜坑道と採掘関連遺構
遺構分布		・斜坑道とそれに付随する採掘関連遺構が長さ 60mにわたり展開する（内、指定範囲は 35m）。
施設分布	史跡整備関連施設	復元施設：釜ノ口入口部－化粧棚（四ツ留工法） 防災施設：自然石練積擁壁（指定地外入口部） 保存管理施設：史跡名称板（指定地外の道路沿い）、史跡説明板（指定地外の見学坑道入口、佐渡金山正門付近の２ヶ所）、扉、管理用階段（斜坑部分） 公開活用施設：坑内作業再現施設（水上輪、人形）、説明板
	その他	県道（白雲台乙和池相川線）が間歩坑口に接して通る
維持管理状況		・坑道部分は株式会社ゴールデン佐渡が、山林部分は佐渡市が管理している。
公開活用状況		・観光坑道として史跡指定地の一部を公開している。（坑口は非公開） 入館時間：4～10 月（8:00～17:30）、11～3 月（8:30～17:00） 観光坑道の年間見学者数 16～20 万人（平成 27 年度は 165,085 人）
法規制		文化財保護法（重要文化的景観）

項　目		内　容
		景観法（佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観特別区域） 鉱業法（鉱業権登録区域） 新潟県屋外広告物条例（許可地域） 農業振興地域の整備に関する法律（農業振興地域　白紙地域）
調査等の履歴		
自然条件	地形・地質	・指定地は、濁川沿いの谷間の標高約100m地点から立ち上がる山塊の斜面部分で、地質は、鉱脈型鉱床の金銀鉱床を含む相川層と呼ばれるデイサイトや安山岩などの溶岩類からなる。 ・地上部は岩盤等の急斜面地で、隣接する県道への小規模な落石が度々発生しているため、史跡周辺の斜面部には落石防止ネット等法面保護施設が設置されている。
	植生	・環境省の2001年の調査（第6回･第7回自然環境保全基礎調査 植生調査）によると落葉広葉樹二次林のコナラが優占するイヌザクラ－コナラ群集に含まれ、斜面の露岩上にコナラ等の落葉樹がみられる。

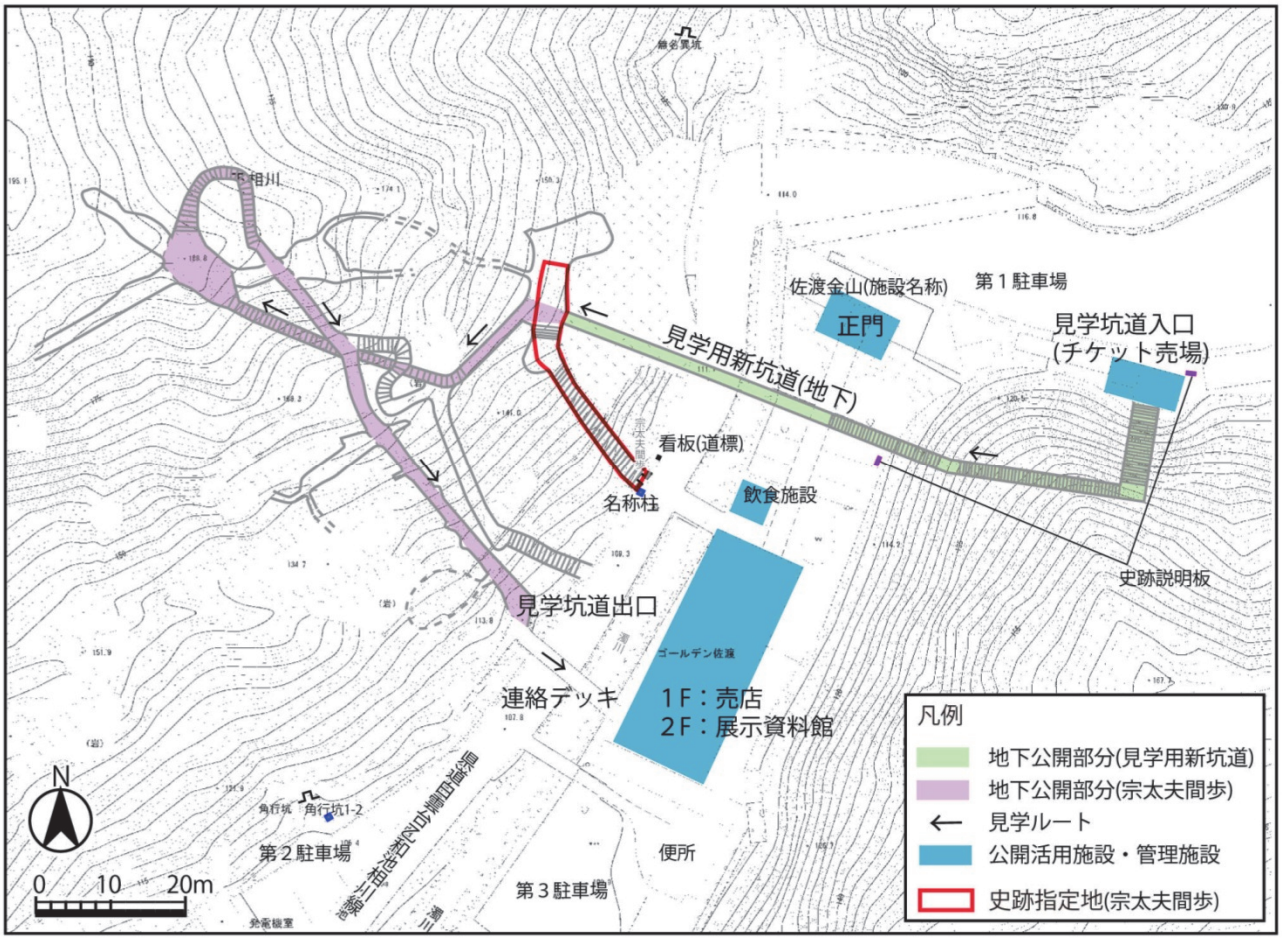

図 2-45：宗太夫間歩公開範囲図

〈指定地の現況写真〉

写真 2-73：坑道・鉱脈

写真 2-74：坑道・鉱脈

写真 2-75：釜ノ口四ツ留(復元化粧棚)

写真 2-76：史跡説明板

写真 2-77：柵・説明板・注意喚起看板

写真 2-78：坑道内の照明

写真 2-79：見学坑道入口

写真 2-80：人形・復元水上輪等展示施設

写真 2-81：人形・復元水上輪等展示施設

写真 2-82：展示用木組・温度計

写真 2-83：階段(コンクリート製、旧見学路)

写真 2-84：釜ノ口部の階段

写真 2-85：宗太夫間歩周辺の落石防止ネット

写真 2-86：釜ノ口と県道

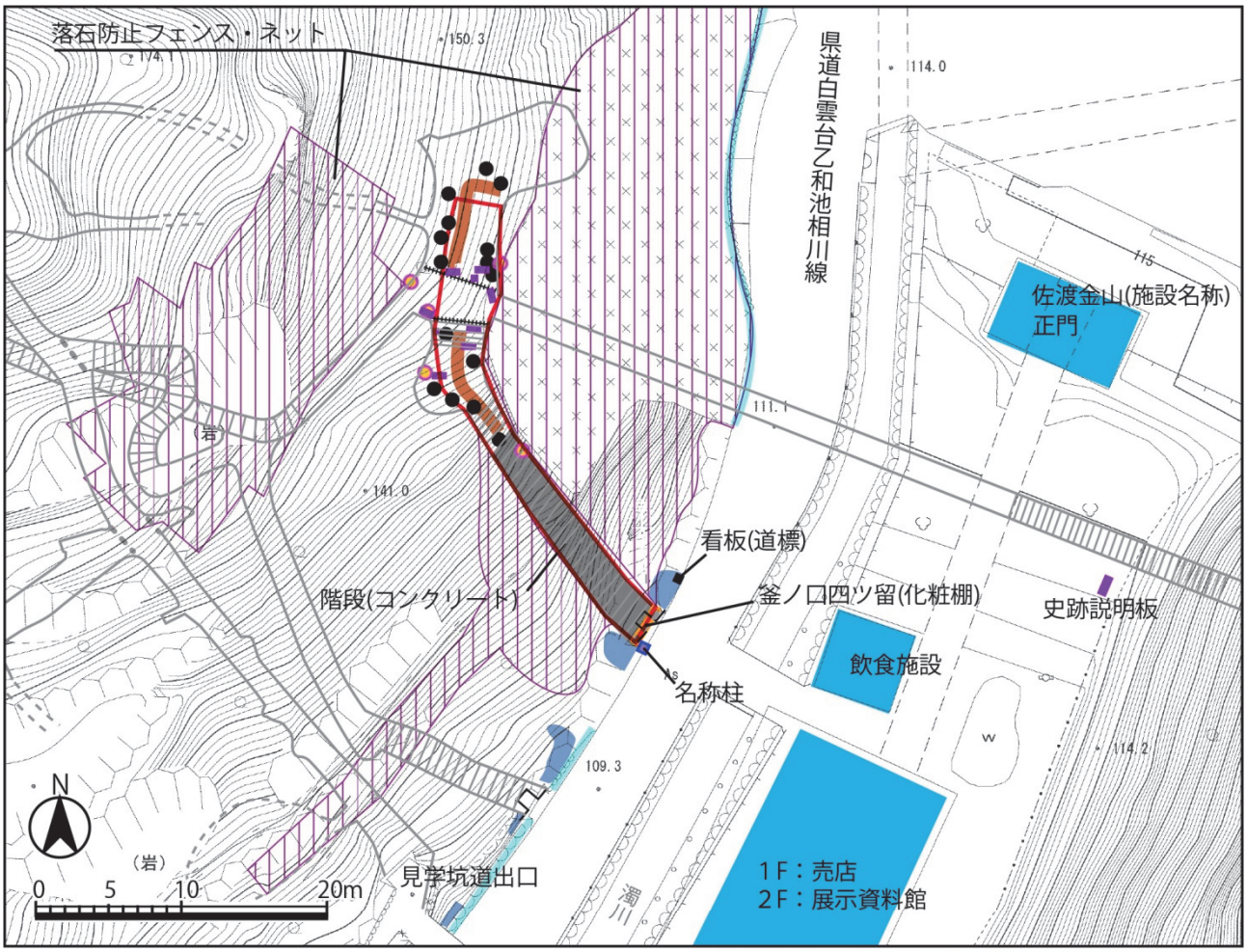

凡例

地下部
- 人形
- 水上輪
- 照明
- 説明板
- 注意喚起看板
- 柵
- 階段(コンクリート)

地上部
- 説明板
- 注意板
- 腰石積
- 石積擁壁
- 落石防止フェンス・ネット
- 公開活用・管理施設

史跡指定地(宗太夫間歩)

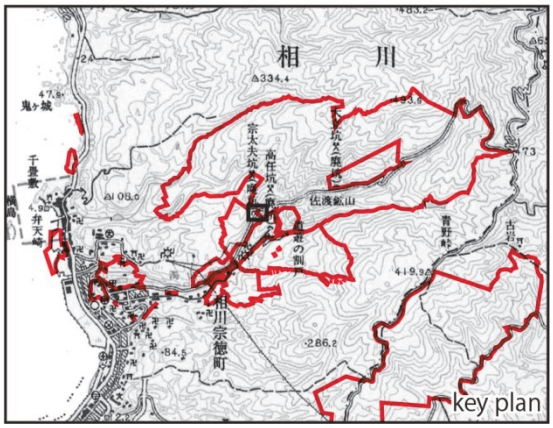

図 2-46：宗太夫間歩遺構分布及び施設分布図

（３）-４　南沢疎水道

①概要

南沢疎水道は、坑内の湧水処理のため、元禄４年(1691)から約６年間をかけ岩盤を掘り抜いた佐渡金銀山最大の排水用坑道で、測量の精度など当時の技術水準を示す遺構である。全長 922mを測り、坑道の断面は高さ 2.4m(8 尺)、幅 1.8m(6 尺)を基準とし、排水坑道としては大きなものであった。工事に際して工区を３区分し、下流の放流部にあたる南沢坑口と上流の諏訪間歩側の坑口の２ヶ所と、その間に２つの竪坑（上ノ口、下ノ口）を掘り、６ヶ所から同時に掘り進むことで工期を大幅に短縮させた。貫通地点での最大誤差は上下に 1m、左右に 3m程で当時の測量技術の高さを物語っている。床面は水路部分と水路に沿って一段高くなった管理用の通路がある。坑道の形は天井を山型に切り将棋の駒型に掘られて、天井は化粧掘りされている。天井には１ヶ所「卍」の刻印があり、壁面には測量用に一定の間隔で設けられた桝形に十字の刻印（「ノミ角」）がある。

坑内の最大湧水量は 4.0 ㎥/分、常時湧水量は 2.5 ㎥/分で、現在も坑内の水を排水する機能を維持しており、坑内の水は指定地外の下流部の間切川との合流点から放流され、相川の海岸に流れ出ている。

優良な鉱脈の多くが谷底や海面よりも下にあった相川金銀山の採掘の歴史は、水との戦いの歴史でもあった。初期の頃は、山上に近い地表部の鉱脈を対象に採掘が行われていたが、慶長 10 年(1605)頃から、谷底よりも深い鉱脈が圧倒的に多くなり、これに対処するために、下流の谷底から水貫を兼ねた坑道を掘る技術が生まれた。割間歩から相川湾まで全長 922mの南沢疎水道はすべて手掘り作業で掘り進められ、工区を３区分して６ヶ所から掘り進めるという、当時としては画期的な工法によるものであった。(図 2-47)

また、測量を担当した静野与右衛門は、オランダ人のカスパルから鉱山測量術(振矩術)を学んだ樋口権右衛門の弟子である土田勘兵衛の門人であった。疎水道は現在も坑内の排水機能を保ちつづけている。

史跡指定範囲は、全長約１㎞のうち、下流側抗口から約 12.4mの地点から上流側に 167mまでの範囲である。

なお、平成 22 年(2010)下流側坑口から約 300m 地点（指定地外）の竪坑付近に埋積していた土砂が坑道内に崩落している。そのため、崩落したズリを除去し、応急処置として仮設の木枠と照明装置を設置している。現在、上流側約３分の２の指定範囲は水没しており通行できない。

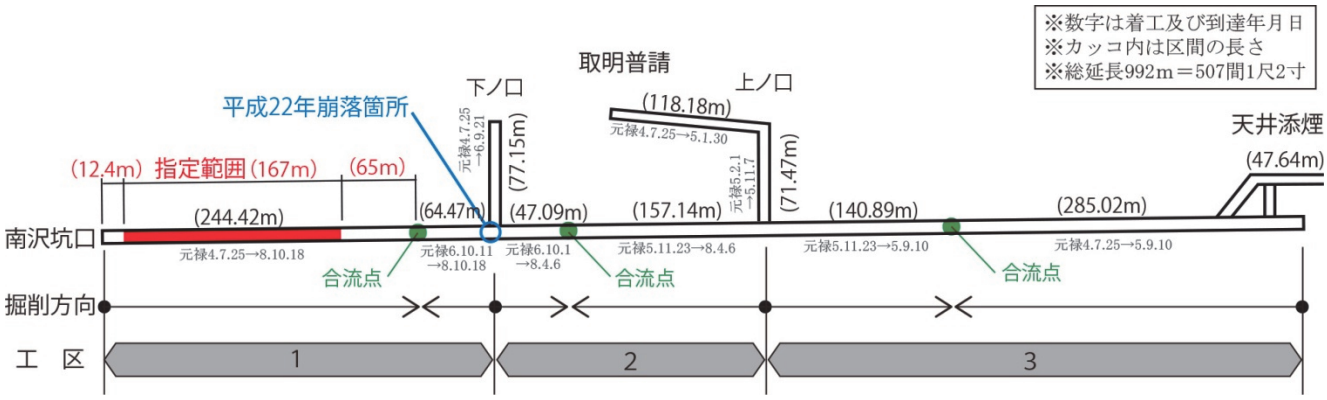

図 2-47：南沢疎水道工程図

②史跡の現状

南沢疎水道の指定範囲は、幅約 1.7m、長さ 167mと細長い形をしており、南半部分が海岸段丘の斜面部分にあたり、北半部分は段丘面の平坦面となっている。指定地の南端部分が標高約 20m、北端部で約 62mと約 40m の比高がある。地下の坑道部はさらにこれより数m低い位置にある。坑道の床面を上流部の坑内の湧水を集めた水が常時南流している。

項　目		内　容
指定面積		288.480 ㎡　（延長 167m）
土地所有		公有地（市有地）、民有地　　※鉱業権者（株式会社ゴールデン佐渡）
土地利用		（地上部）宅地、山林、市道、境内地
地目		雑種地、宅地、山林、畑、境内地、墓地
遺構		排水用坑道
遺構分布		・全長約 1 ㎞を測る排水用坑道のうち、167mを指定。
施設分布	史跡整備関連施設	疎水坑管理用出入口付近（指定地外）に史跡名称柱、道標がある。
	坑道及び坑内水管理施設	疎水坑管理用出入口、門扉、吸排水管、水道管、電気等設備施設、坑水処理施設（指定地外。この施設から吸排水パイプを坑内に挿入しpH値を排出基準に適合させるなどの水質管理を行っている。）
	その他	物置小屋、電柱（いずれも指定地外）
維持管理状況		・坑道部分は鉱業権者（株式会社ゴールデン佐渡）によって維持管理されている。 ・地上部はそれぞれ土地所有者が管理している。
公開活用状況		・現在は原則的に非公開
法規制		文化財保護法（重要文化的景観） 景観法（佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観特別区域） 鉱業法（鉱業権登録区域） 都市計画法（都市計画区域） 騒音規制法（一部）（第 2 種・第 3 種区域） 振動規制法（一部）（第 1 種・第 2 種区域） 道路法（市町村道） 地すべり等防止法（地すべり防止区域） 土砂災害防止法（一部）（土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域） 新潟県屋外広告物条例（許可地域）
調査等の履歴		平成 24～27 年度　坑内測量及び状況調査
自然条件	地形	・地上部の南半部分が海岸段丘の斜面部分にあたり、北半部分は段丘面の平坦面となっており、南端部分が標高約20m、北端部で約62mと約40mの比高がある。 ・地下の坑道部はさらにこれより数m低い位置にあり、坑道の床面を上流部の坑内の湧水を集めた水が常時南流している。
	植生	・地上部の南半の斜面部はタブノキ・エノキ群落からなる樹林地となっている。

〈指定地の現況写真〉

写真 2-87：坑道（将棋の駒型に掘られている）
化粧彫り（通称蜘蛛の巣間切）

写真 2-88：鉄扉・階段・吸排水等のパイプ

写真 2-89：坑内連絡道

写真 2-90：疎水道上の植生

写真 2-91：疎水道上の道路（市道）

写真 2-92：坑口に隣接する坑水処理施設
（指定地外）

写真 2-93：電柱・史跡名称柱・案内板
（指定地外）

写真 2-94：説明板（指定地外）

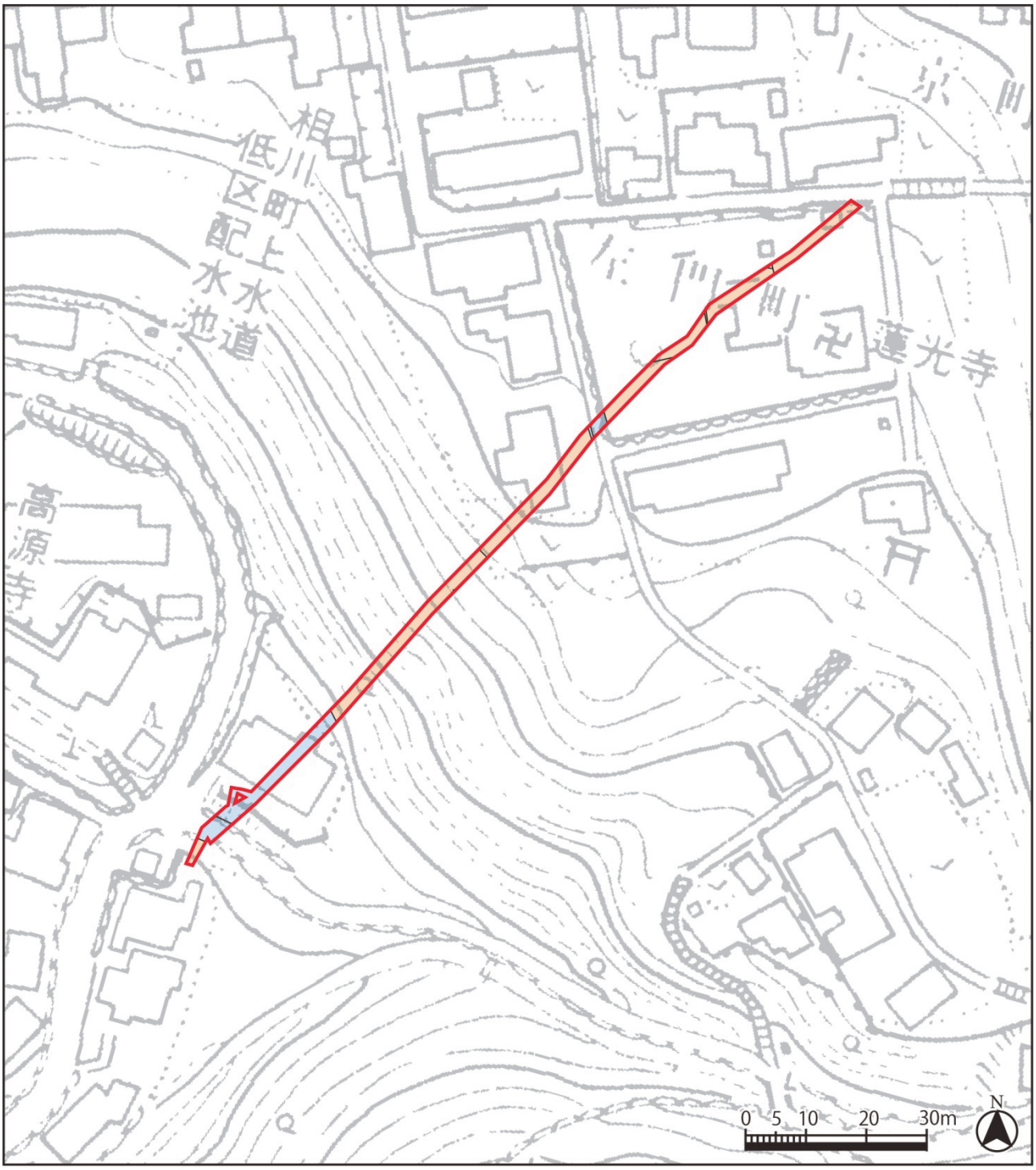

凡例

公有地

民有地

史跡指定地(南沢疎水道)

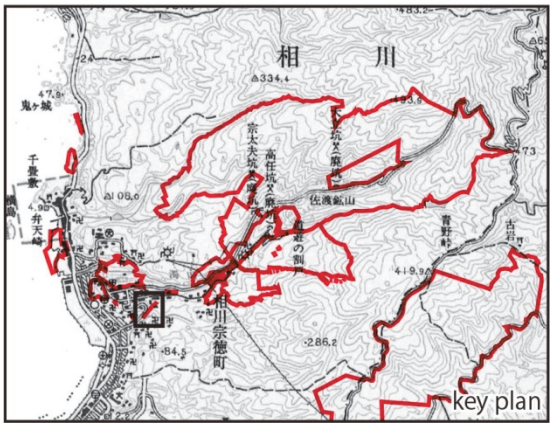

図 2-48：南沢疎水道土地所有図

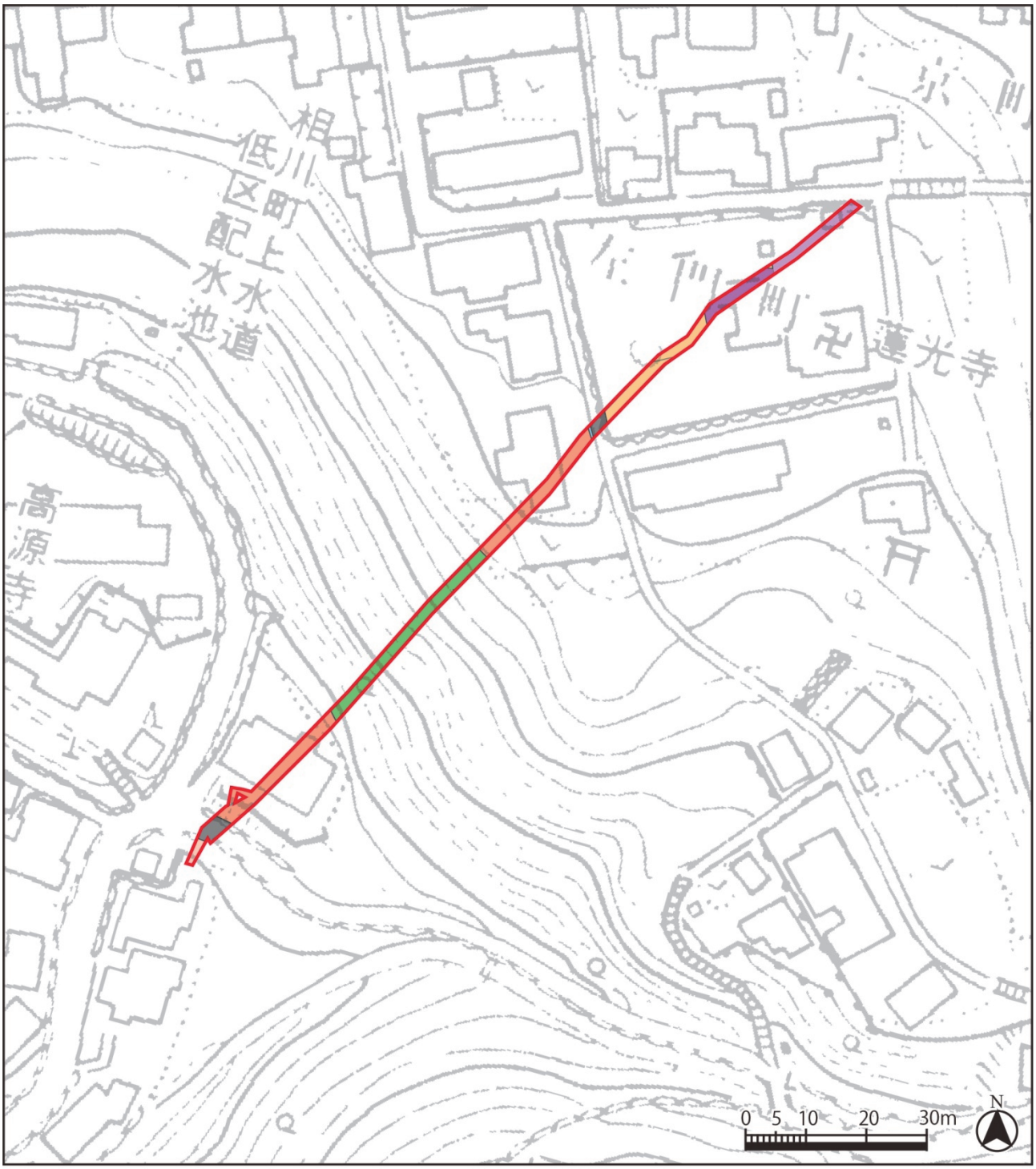

凡例

- 畑
- 宅地
- 山林
- 墓地
- 境内地
- 水路敷
- 道路敷
- 雑種地
- 史跡指定地(南沢疎水道)

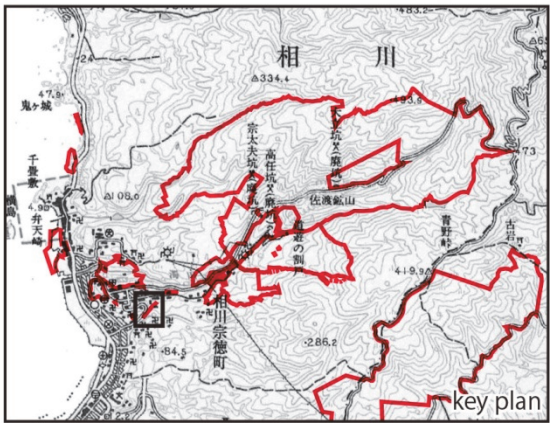

図 2-49：南沢疎水道土地利用図

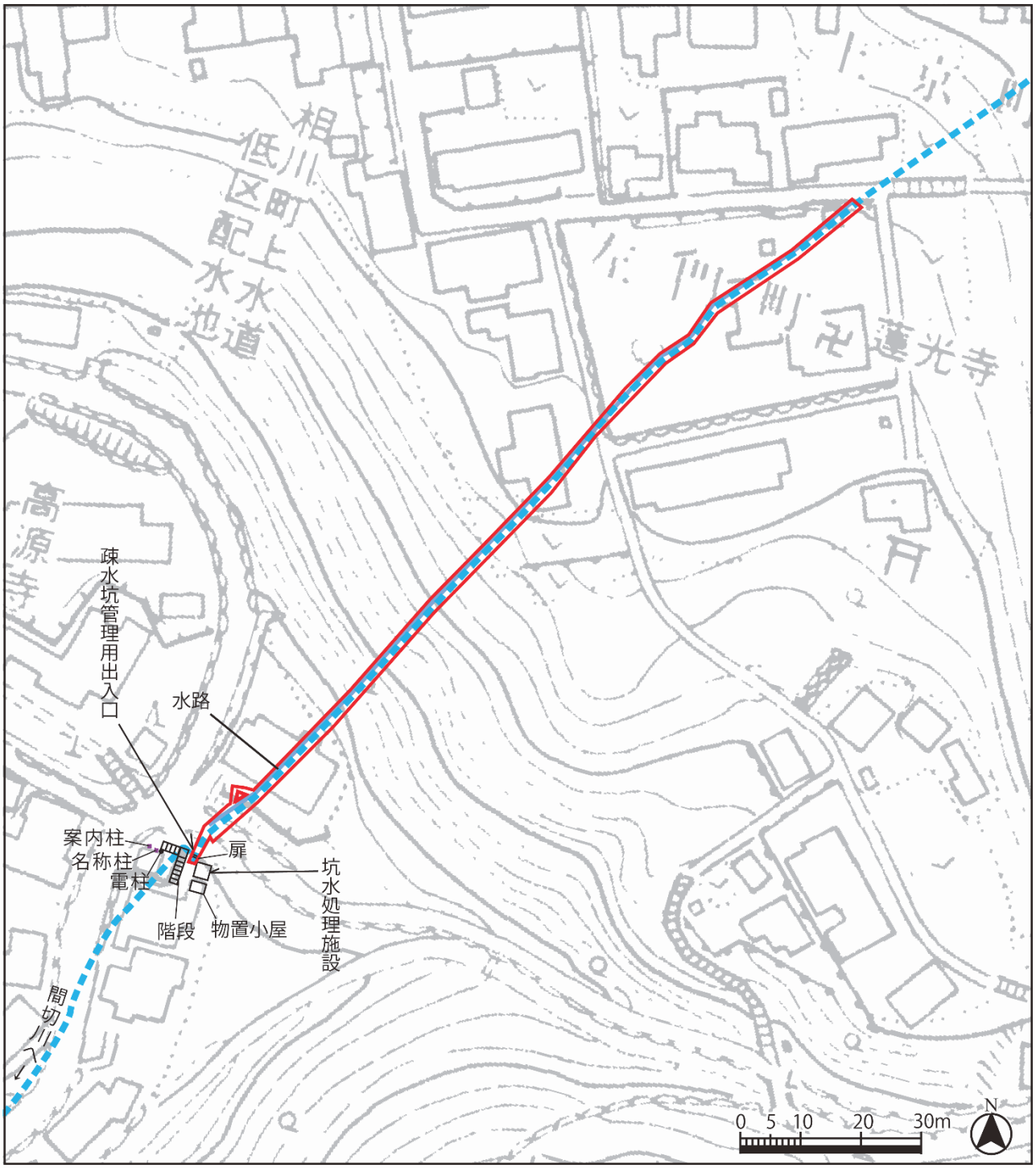

凡例

南沢疎水道

史跡指定地(南沢疎水道)

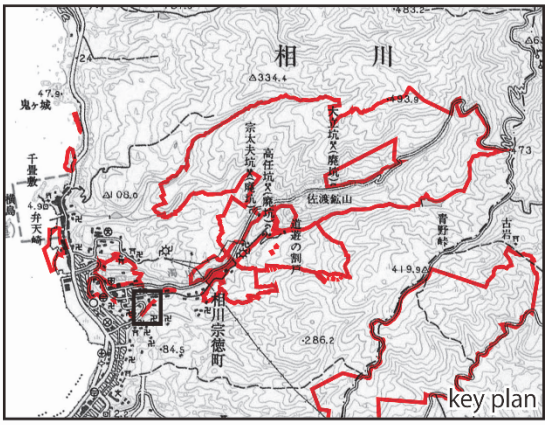

図 2-50：南沢疎水道遺構分布及び施設分布図

図 2-51：南沢疎水道の振矩図

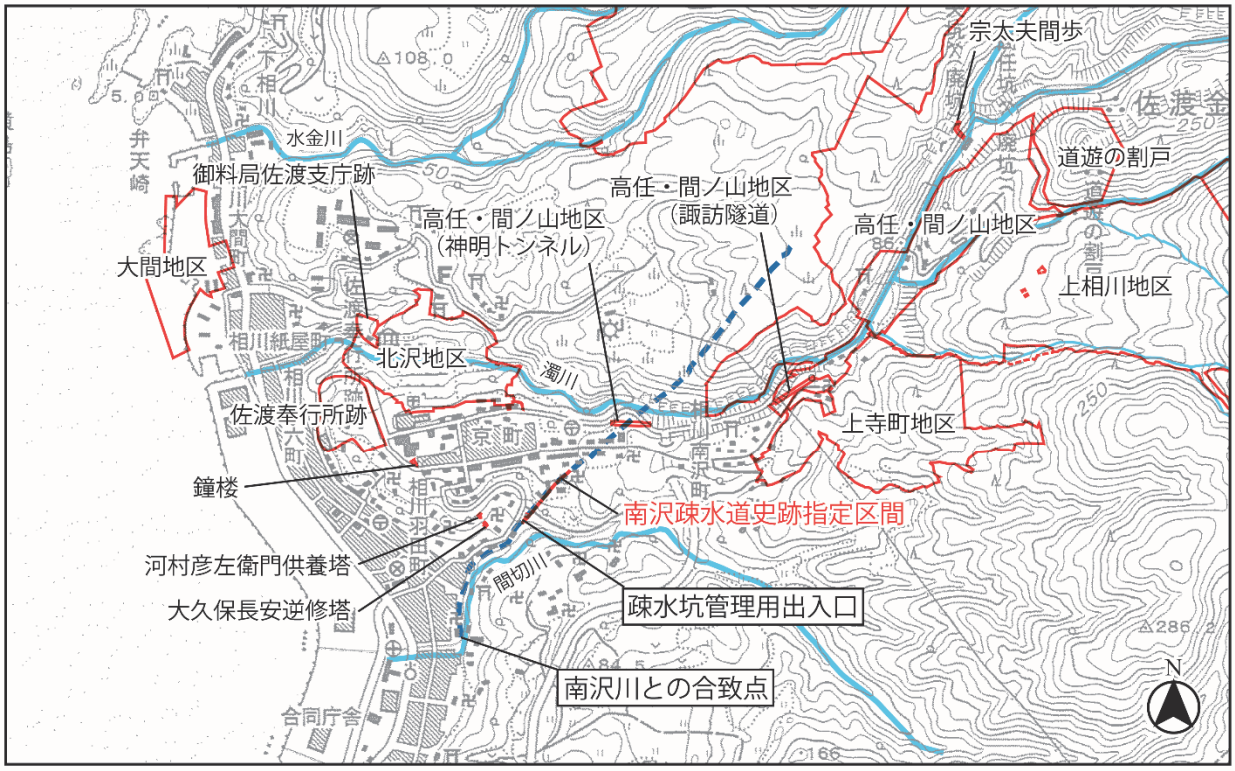

図 2-52：南沢疎水道全体位置図